

令和6年度 集団指導 指定居宅介護支援

健康福祉部地域福祉室法人監査課

1

集団指導とは

集団指導は、行政機関が主体となって「**介護保険サービスの質の確保**」および「**保険給付の適正化**」を図ることを目的として講習会方式などにより一斉に行う行政指導です。

(受講に当たって)

介護保険制度において、サービスの直接的な担い手である介護保険施設等には、利用者の尊厳を守り、かつ質の高いサービスの提供が求められています。

本集団指導では、動画を通じて、居宅介護支援の事業運営に当たり、その基準に焦点を当て、今一度、ご確認いただきたい内容をお伝えします。

もっとも、この動画で説明する内容以外にも、重要な点、注意する点はたくさんあります。告示、留意事項通知等に則って、介護サービス事業者として信頼される適切な運営および利用者・入所者本位によるサービスの質の向上に努めていただくようお願いいたします。

2

令和6年度 集団指導の対象サービス

以下のサービスを提供する事業所がこの集団指導の対象となります。

区分	サービス種別 (伊丹市からの指定を受けているもの)
居宅介護支援事業者 ※ 「指定介護予防支援事業者」は、本研修の <u>対象外</u> です。 ※ 「指定居宅介護支援」に加えて、「指定介 護予防支援」の指定を受けている場合は、 <u>この研修のみの受講</u> となります。	居宅介護支援

各事業所の**管理者ごと**に、この動画を視聴し、受講後には、専用フォーム（HP）から受講報告を行ってください。提出期日は、**令和7年3月3日（月）**です。

3

目次

- | | | |
|---|------------------------------------|------------|
| 1 | 申請・届出について | (03 : 06～) |
| 2 | 基準の内容について | |
| | ・ 人員基準・運営基準編 | (11 : 26～) |
| | ・ 報酬基準編 | (30 : 40～) |
| 3 | その他 | |
| | ・ サービス付き高齢者向け住宅等における適正な
ケアプラン作成 | (36 : 55～) |
| | ・ 自己点検の実施 | (39 : 38～) |
| 4 | 終わりに | (41 : 30～) |

4

1 申請・届出について

指定更新・変更等の届出

5

その1 指定更新・変更等の届出

【1】指定更新申請

介護保険事業者は、6年毎に指定の更新が必要があります。指定更新する場合は、有効期間が満了する**2か月前**までに指定更新申請書等を提出してください（市からも更新案内をおおよそ3か月前に送付します。）。

【2】変更届

指定を受けた事項に変更があった場合、かつ当該変更が市へ届出の必要な事項であれば、変更届を変更後**10日以内**に提出してください。

【3】廃止・休止届

事業を廃止・休止する場合は、廃止・休止届出書等を廃止又は休止する日の**1か月前まで**に提出してください。

6

その2 指定申請様式等の使用原則化

【1】厚生労働大臣が定める様式

省令により、「指定申請書」や「更新申請書」、「変更届出書」等は、厚生労働大臣が定める様式を利用しなければなりません。また、その様式は、各介護サービス別に種類が分かれているものがありますので、提出するに当たっては、作成した申請届出が、法定の様式となっているか、それが事業所のサービスと一致する様式か、ご確認ください。

【2】標準様式

更新申請や変更届に添付する『従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表』等の様式については、厚生労働省より、標準様式が示されていますので、当該様式の積極的な活用にご協力ください。

7

その3 加算(減算)届出

【1】加算(減算)届出

加算の取得、変更がある場合は、届出が必要なものについては、あらかじめ、次のとおり①②③を提出してください。

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (必須)
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (必須)
- ③ 加算種別に応じて必要な添付書類

【2】提出期限

(加算) 毎月15日までに届出を行った場合は、翌月から算定開始です。15日を過ぎた場合、翌々月の1日からの加算算定となります。

【その他】

業務継続計画未策定減算(居宅介護支援は令和7年3月31日まで経過措置あり)、高齢者虐待防止措置未実施減算について、減算対象ではない場合は、届出が必要な介護サービスもありますが、現時点では、居宅介護支援においては、届出不要です。

8

その4 申請、変更届出の代行等について

【1】介護保険法関係の手続書類

介護保険法に基づく各種申請、届出等について書類の作成や届出業務について、「業」として行えるのは社会保険労務士法により社会保険労務士の資格を付与された社会保険労務士のみです。

法律上の権限を有する者でない者が、「業」として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、法令違反となります。

※ 行政書士法の一部を改正する法律（昭和55年法律第29号）附則第2項に 規定されているとおり、当該法律の施行（昭和55年9月1日）の際に、現に行政書士会に入会していた行政書士は書類の作成については業として行えます。）

【2】代行等による申請、届出の場合

代行等による書面提出の場合は委任状を添付してください。

9

その5 電子申請届出システム

現在の位置 ▶ [ホーム](#) ▶ [組織一覧](#) ▶ [健康福祉部](#) ▶ [法人監査課](#) ▶ [介護保険事業者関連情報](#)

介護保険事業者関連情報

[地域密着型サービス事業](#)

[介護予防・日常生活支援総合事業](#)

[居宅介護支援事業](#)

[介護予防支援事業](#)

[地域包括支援センター](#)

[介護職員処遇改善加算等について](#)

[令和3年度介護保険報酬改定について](#)

[介護事業所等の指定申請等に係る「電子申請届出システム」について](#)

[介護サービス事業者の業務管理体制整備の届出について](#)

10

2 基準の内容について

人員基準・運営基準編

11

その1 人員に関する基準

管理者①(基準条例第5条関係)

管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。

(ポイント④)

本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生、急な退職や転居等不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまう場合、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と今後の管理者確保のための計画書を届け出た場合、介護支援専門員を管理者とする取扱いが可能です。

上記の理由と計画を届け出るための様式として、法人監査課ホームページに「管理者確保のための計画書」を掲載しています。

12

その1 人員に関する基準

管理者②(基準条例5条関係)

管理者は、専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなければならない。

(ポイント④)

- ① 管理者がその事業所の介護支援専門員に従事する場合、他の事業所の職務（介護保険施設、病院、薬局等）に従事する場合には、その事業所の管理に支障がなければ、必ずしも専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなくても差し支えありません。
- ② もっとも、営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整える必要があり、事業所に不在とする場合でも、その他の従業者を通じ、利用者が管理者に連絡を取れる体制とっておく必要があります。
- ③ 管理者の兼務について、訪問サービスそのものに従事する従業者との兼務（短時間除く。）の場合、事故発生や災害発生の緊急時に管理者自身が速やかに駆けつけられない体制の場合、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務の場合には、認められないと示されています。

13

その2 運営に関する基準

内容及び手続の説明及び同意①(基準条例第6条関係)

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(ポイント④)

- ・ あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービス選択に資する重要事項を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、居宅介護支援を受けることにつき同意を得ることが必要です。
- ・ ここで、利用者に対して、サービス提供の一つとして、月1回のモニタリングの実施があることを説明し、そのことを知っておいてもらうことは、サービス開始後のトラブルを避けるためにも重要です。

14

その2 運営に関する基準

内容及び手続の説明及び同意②(基準条例第6条関係)

利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

(ポイント④)

- ・ 基本理念としての高齢者自身によるサービス選択を具体化したものです。利用者は指定居宅サービスのみならず、指定居宅介護支援事業者についても自由に選択できることが基本です。
- ・ この説明がなされていない場合には、運営基準減算として、100分の50に相当する単位数の算定になります。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しないものとなります。

15

その3 運営に関する基準

具体的取扱方針(基本条例第15条関係)

指定居宅介護支援の方針は次に掲げるところによるものとする。

(ポイント④)

- ・ これは利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成、居宅サービス計画の実施状況の把握などの居宅介護支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員の責務を明らかにしたものです。
- ・ そして、課題分析から、担当者に対する個別サービス計画の提出依頼に掲げる一連の業務については、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではありません。ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的に速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切な対応が必要です。

16

その4 運営に関する基準

総合的な居宅サービス計画の作成(基本条例第15条第4号関係)

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保険医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるように努めなければならない。

(ポイント④)

居宅サービス企画の作成又は変更に当たっては、利用者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、例えば、市保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、地域住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス等なども含めて居宅サービス計画に位置付けることにより、総合的な計画となるよう努めなければならない旨示されています。

17

その5 運営に関する基準

アセスメント(基本条例第15条7号関係)

介護支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(ポイント④)

アセスメントに当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。

アセスメントがなされていない場合又は家族だけと面接している場合などの不十分な場合には、運営基準減算として、100分の50に相当する単位数の算定になります。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しないものとなります。

18

その6 運営に関する基準

サービス担当者会議(基本条例第15条9号関係)

介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(ポイント④)

サービス担当者会議は、利用者やその家族の参加は基本ですが、利用者やその家族の参加が望ましくない場合（家庭内暴力等）には、必ずしも参加を求めるものではありません。

また、「やむを得ない理由」がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めることができます。この「やむを得ない理由」は、末期の悪性腫瘍の利用者の心身の状況等により、主治医等の意見を勘案して必要と認める場合、担当者の事由により、会議への参加が得られなかった場合、居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等、軽微な変更の場合が該当します。

19

その7 運営に関する基準

モニタリング(基本条例第15条15号関係)

介護支援専門員は、「モニタリング」に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、少なくとも月に1回、利用者の居宅を訪問し行わなければならない。

(ポイント④)

「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれません。さらに、その特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要です。

利用者から文書で同意を得ている場合であって、サービス担当者会議において、主治医、担当者その他の関係者から、①利用者の心身の状況が安定していること、②利用者がテレビ電話等で意思疎通が可能なこと、③テレビ電話等で把握できない情報を担当者から提供を受けることの合意があれば、2月に1回はテレビ電話等によるモニタリングも可能です。

20

その8 運営に関する基準

居宅サービス計画の変更(基本条例第15条第17号関係)

利用者の希望によるケアプランの軽微な変更の内容について（介護保険最新情報Vol.959）

<ケアプランの作成>

サービス提供の曜日変更、サービス提供の回数変更、利用者の住所変更、事業所の名称変更、目標期間の延長、福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合、目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合、担当介護支援専門員の変更

<サービス担当者会議>

サービス利用回数の増減によるサービス担当者会議の必要性、ケアプランの軽微な変更に関するサービス担当者会議の全事業所招集の必要性、「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱い

21

その9 運営に関する基準

(9)氏名	(10)																												(11)1-4週目の勤務時間数合計	(12)通常の勤務時間数	(13)兼務状況 (業務先及び業務する職務の内容)等	
	1週目							2週目							3週目							4週目										5週目
	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	22月	23火	24水	25木	26金	27土	28日				
厚生 太郎	a	a		a	a		a	a	a		a	a		a	a	a		a	a		a	a		a	a		a	a		160	40	
〇〇 A太	a	a		a	a		a	a	a		a	a		a	a	a		a	a		a	a		a	a		a	a		160	40	
〇〇 B子	a						a	a						a	a						a	a					a	a		64	16	介護職員
〇〇 C男	x	x	x	x	x		x	x	x		x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	64	16	機能訓練指導員、介護職員	
〇〇 D美	x	x					x	x					x	x					x	x					x	x		x	x	48	12	
〇〇 B子	a	a		a	a		a	a		a	a		a	a		a	a		a	a		a	a		a	a		a	a	64	24	生活相談員
〇〇 C男	a	a		a	a		a	a		a	a		a	a		a	a		a	a		a	a		a	a		a	a	64	21	看護職員、機能訓練指導員

(ポイント④)

厚生労働省の標準様式の「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を例とすると、次のように兼務関係は行を追加して記載することが示されています。

※ **黄色箇所** (〇〇 B子) と **水色箇所** (〇〇 C男) が兼務者を示しています。

22

その10 運営に関する基準

業務継続の策定等(基本条例第21条の2関係)

業務継続計画の策定、研修および訓練(シミュレーション)を定期的実施しなければならない。

(ポイント④)

業務継続計画について、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではないこと、また、「感染症に係る業務継続計画」と「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合は、一体的に策定しても差し支えない旨示されています。

訓練(シミュレーション)について、感染症や災害が発生した場合に迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、ケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものであり、机上を含めその実施手法は問わないものの、「机上」及び「実地」で実施するものを適切に組み合わせ実施することが適切です。

23

その11 運営に関する基準

感染症の予防及びまん延の防止のための措置(基本条例第23条の2関係)

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底すること。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(ポイント④)

感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営しても差し支えない。他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

感染対策委員会は、居宅介護支援事業所の従業員が1名である場合は、指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えない旨示されています。

24

その12 運営に関する基準

掲示(基本条例第24条関係)

指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも自由に閲覧させることで、掲示に代えることができる。

重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない（令和7年3月31日までの間は経過措置）

(ポイント④)

サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等です。

介護支援専門員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨で、**氏名まで掲示することを必要としません。**

25

その13 運営に関する基準

虐待の防止①(基本条例第24条関係)

虐待の防止措置として、虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、そして、これらの措置を実施するための担当者の設置が必要です。

(ポイント④)

虐待防止のための対策を検討する委員会での検討事項は次のようなものである旨示されています。

- ①虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ②虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速、適切に行われるための方法に関すること
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦再発の防止策を講じた際に、その効果について評価すること。

26

その14 運営に関する基準

虐待の防止②(基本条例第24条関係)

【Q】

実質的に従業員が1名だけという小規模な事業者では、虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行う必要があるか。

【A】

- ・虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行うべきである。小規模事業者においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・例えば、小規模事業者における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業者による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- ・研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業者や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業者による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。
- ・なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業者の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。

27

その15 運営に関する基準

業務継続計画の策定等、感染症の予防及びまん延の防止のための措置、虐待の防止関係

(居宅介護支援)

内容	指針等の策定	研修実施	訓練実施	委員会開催	担当者の設置
業務継続計画の策定等	計画	年1回以上	年1回以上	—	—
感染症の予防及びまん延の防止のための措置	指針	年1回以上	年1回以上	6月に1回。 従業員が一人の場合に委員会を指針に代替可能。	○
虐待の防止	指針	年1回以上	—	定期的	○

28

2 基準の内容について

報酬基準編

29

その1 報酬基準

取扱件数による基本単位区分

<介護予防ケアマネジメントの件数の取扱い>

【Q】 居宅介護支援費（Ⅰ）から（Ⅲ）の区分については、居宅介護支援費と介護予防支援の両方の利用者の数をもとに算定しているが、新しい介護予防ケアマネジメントの件数については取扱件数に含まないと解釈してよいか。

【A】 そのとおり。

<取扱件数の基本的な計算方法>

【Q】 居宅介護支援費の算定区分の判定のための取扱件数については、事業所の所属するケアマネージャー1人当たりの平均で計算する取扱いでよいのか。

【A】 基本的には、事業所に所属するケアマネージャー1人（常勤換算）当たりの平均で計算することとし、事業所の組織内の適正な役割分担により、事業所内のケアマネージャーごとに多少の取扱件数の差異が発生し、結果的に一部ケアマネが当該事業所の算定区分に係る件数を超える件数を取り扱うことが発生するとしても差し支えない。ただし、一部のケアマネージャーに取扱件数が著しく偏るなど、居宅介護支援の質の確保の観点で支障があるような場合については、是正する必要がある。

30

その2 報酬基準

入院時情報連携加算 I 及び II

入院したタイミングによって算定可能な日数が変わります。

下図のとおり。

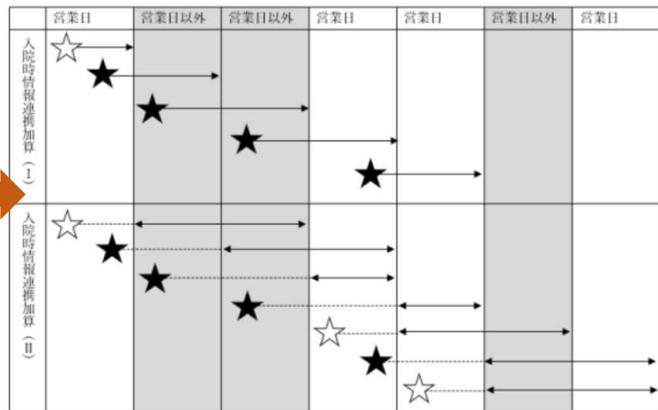
☆…入院 ★…入院（営業時間外） → 情報提供

【入院時情報連携加算 I】

利用者が入院した日のうちに、情報を提供した場合に算定。**営業時間終了後や営業日以外の日に入院した場合は、入院した日の翌日に提供した場合も算定可能。**

【入院時情報連携加算 II】

利用者が入院した日の翌日又は翌々日に情報を提供した場合に算定。**営業時間終了後に入院した場合は、入院した日から起算（入院日を含む）して3日目が営業日以外の日に当たるときは、その営業日以外の日翌日に提供した場合も算定可能。**



31

その3 報酬基準

特定事業所加算 I

令和6年度報酬改定により、要件に「家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。」が追加されました。

(ポイント④)

多様化・複雑化する課題に対応するために、**家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること。**

なお、「家族に対する介護等を日常的に行っている児童」とは、いわゆるヤングケアラーのことを指している。

また、対象となる事例検討会、研修等については、上記に例示するもののほか、仕事と介護の両立支援制度や生活保護制度等も考えられるが、利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を修得するためのものであれば差支えない旨示されています。

そして、研修参加には、「**自ら主催となって実施した場合**」や「**他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施**」した場合も含まれます。

32

その4 報酬基準

特定事業所加算Ⅰ～Ⅲ、A

当該加算算定に当たり、要件の一つとして、主任介護支援専門員、介護支援専門員の配置があります。次の表のとおりとなります。

区分	主任介護支援専門員 (常勤専従) ※	介護支援専門員 (常勤専従) ※	介護支援専門員 (専従)
特定事業所加算Ⅰ	2名以上	左記と別に3名以上	—
特定事業所加算Ⅱ	1名以上	左記と別に3名以上	—
特定事業所加算Ⅲ	1名以上	左記と別に2名以上	—
特定事業所加算A	1名以上	左記と別に1名以上	左記と別に 常勤換算で1名以上

※主任介護支援専門員は同一敷地内の他の事業所の職務など、兼務可能な場合があります。

※介護支援専門員は同一居宅介護支援事業所の他の職務、同一敷地内の介護予防支援の職務など、兼務可能な場合があります。

33

その5 介護福祉サービス共通

高齢者虐待防止措置未実施減算

【Q】

高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するため全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていなければ、減算となるのか。

【A】

減算の対象となる。全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となる。

（ポイント④）

介護報酬の加算を算定するに当たり、充足すべき算定要件が定められています。法人監査課による運営指導時には、事業所が取得している加算が、算定要件を充たしているのかどうか、その充足状況を確認します。要件を充たさないことが確認された場合は、過誤調整等にもつながりますので、この点について、十分にご留意ください。

34

3 その他

サービス付き高齢者向け住宅等における適正なケアプラン作成

35

その1 サービス付き高齢者向け住宅等における適正なケアプラン作成

「不適切」なケアマネジメント

1 個別性の欠如

利用者個々の意向や課題が考慮されることなく、ケアプランが画一的なものとなっている

2 過剰なサービス

利用者の意向や状態を考慮せず、アセスメントからは必要性が見出せない住まい事業者と同一法人によるサービスを、ケアプランに設定している（その結果として区分支給限度基準額上限までサービスが設定されている、など）

3 サービスの不足

本人の希望するサービスや客観的に必要性の高いと考えられるサービスがケアプランに組み込まれていない、あるいは検討自体なされていない（ケアマネジャーから見て利用者にとって必要なサービスをケアプランに位置付けることが難しい場合がある）

4 事業所選択の権利侵害の懸念

住宅・ホームと同一法人が提供するサービスの利用を、合理的な理由もなく、また利用者の意向も踏まえずに利用者に向けており、この対応にケアマネジャーも同調している（同調せざるを得ない状況にある）

5 ケアマネジメントサイクルの問題

ケアプランの見直しが法定のタイミング（認定更新時や区分変更時）以外では、ほとんど行われていない

全国で、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が、介護の必要な高齢者の住まいとして、大きな割合を占めています。

そして、一部では入居者のニーズを超えた過剰な介護サービスが提供されていることが問題視されています。

そこで、令和3年度厚生労働省の調査研究事業において、**サービス付き高齢者向け住宅等における、不適切なケアマネジメントの事例**として、次の5つが示されています。

36

その2 サービス付き高齢者向け住宅等における適正なケアプラン作成

調査研究事業においては、適正なケアプラン作成に向けて、次のとおり、「①高齢者住まい運営事業者」、「②居宅介護支援事業所・ケアマネジャー」、「③利用者・家族」。それぞれに対し、「不適切なケアマネジメント」になっていないかなど、気づきを促す啓発資料を作成されていますので、ご案内します。

① 高齢者向け住まい運営事業者・職員向け

住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の
運営事業者・職員の皆様へ

**あなたの住まいの入居者は、
望んでいる介護保険サービスを受け
ることができますか？**

住宅型有料老人ホーム、
サービス付き高齢者向け住宅における
ケアマネジメント等の考え方



2022年3月
令和3年度 厚生労働省 老人保健政策推進等事業
【サービス付き高齢者向け住宅に関する
適正なケアプラン作成に向けた調査研究】
事務局・編集 株式会社日本総合研究所

② 居宅介護支援事業所・ケアマネジャー向け

住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の
入居者を担当されるケアマネジャーの皆様へ

**大丈夫？
知らず知らずのうちに
“不適切なケアマネジメント事例”
を作り出していないですか？**

住宅型有料老人ホーム、
サービス付き高齢者向け住宅における
ケアマネジメントの考え方



2022年3月
令和3年度 厚生労働省 老人保健政策推進等事業
【サービス付き高齢者向け住宅における
適正なケアプラン作成に向けた調査研究】
事務局・編集 株式会社日本総合研究所

③ 入居者・入居検討中の方・ご家族向け

《《《《 ご利用者さま ご家族さま 》》》》

住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に
入居をご検討中 または 入居されているみなさまへ

**高齢者向け住まいでの
介護保険サービス
利用にあたって
確認したいポイント**

～ご本人らしい暮らしを叶えるために～



2022年3月
令和3年度 厚生労働省 老人保健政策推進等事業
【サービス付き高齢者向け住宅に関する
適正なケアプラン作成に向けた調査研究】

① 高齢者向け住まい運営事業者・職員向けURL： https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021_theme63_03.pdf

② 居宅介護支援事業所・ケアマネジャー向けURL： https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021_theme63_02.pdf

③ 利用者・利用者の家族向け（入居検討中の方も含む）URL： https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021_theme63_04.pdf

37

3 その他

自己点検の実施

38

自己点検

【1】自己点検の目的

介護サービス事業者は、利用者へ質の高い介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を定期的に点検することが重要です。自己点検することにより、法令や指定基準が遵守されているかの確認を行うものです。

【2】実施

令和6年9月に法人監査課から事業所宛に、「自己点検シート」による自己点検の実施をご案内しています。当該シートは、法人監査課のホームページに掲載しているものであり、指定基準と報酬基準に分かれています。指定基準の自己点検としては、運営基準や人員基準を満たしているのか、報酬基準の自己点検としては、取得している加算が、その取得のための要件を満たしているのか、確認を行ってください。

【3】運営指導（監査）と自己点検の関係について

運営指導を実施する場合においては、該当する事業所に対して、事前提出資料として、事業所が実施した自己点検結果（自己点検シート）の提出をお願いしています。

39

4 終わりに

【1】受講報告

受講を終了された方は、伊丹市法人監査課の集団指導のページに掲載している専用フォームから受講報告を行ってください。

受講報告フォーム

受講後は、事業所内で集団指導の内容を周知いただくとともに、以下の専用フォームより、受講報告を完了させてください。

※ 複数の事業所の管理者を兼務している場合でも、事業所別に受講報告が必要です。

【2】質問

法人監査課の集団指導のページに「問合せフォーム」を設置しています。

この研修を受講しての質問がありましたら、この問合せフォームからお問い合わせください。

回答には数日いただくことがあります。

☞ 受講報告フォーム

その他

☞ 集団指導の内容に関してのご質問はこちら

【3】メールアドレス登録

情報を迅速に貴事業所へお伝えするために、電子メールの活用を促進しています。

受講報告内において、事業所メールアドレスの記載をお願いいたします。当該メールアドレスを最新の登録情報とし、今後、連絡事項や介護情報等を送信させていただきます。

40